

自衛隊の使用する船舶に備える書類に関する訓令（令和 7 年防衛省訓令第 5 1 号）第 6 条の規定に基づき、自衛隊海上輸送群の機関日誌に関する達を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

陸上幕僚長 陸将 森下 泰臣

自衛隊海上輸送群の機関日誌に関する達

（趣旨）

第 1 条 この達は、自衛隊海上輸送群の使用する船舶に備える機関日誌の様式、記載要領及び取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この達において、「船舶」とは、自衛隊海上輸送群の使用する船舶をいう。

（機関日誌）

第 3 条 船舶の長は、船舶が自衛隊海上輸送群の部隊の編成に加わり又は配属されたときから当該船舶が除籍されるまでの間、機関日誌を備え付け、記載しなければならない。

（機関日誌の様式）

第 4 条 機関日誌の様式は、別記様式のとおりとする。

（機関日誌の記載者）

第 5 条 機関日誌は、機関長の監督の下、次の表の左欄に掲げる区分の別にそれぞれ右欄に掲げる記載者が記載する。ただし、機関長も記載できるものとする。

区 分	記載者
機関の準備開始時から 停泊状態への移行完了 時まで。	機関長の指定する者
停泊状態への移行完了 時から次の機関の準備 開始時まで。	機関科当直陸曹

（機関日誌の点検）

第 6 条 機関長は、毎日機関日誌を点検し、押印するものとする。この場合において、誤り又は記載漏れ等を発見したときは、当該記載者に訂正させなければならない。

2 機関長は、当該月の最終日の点検を終了したときは、所定の欄に署名するものとする。

3 船舶の長は、前項の機関日誌を翌月の初めに点検し、所定の欄に署名するものとする。

（機関日誌の保存）

第7条 機関日誌の保存期間を3年とする。

2 前項に定める保存期間の起算日は、機関日誌の記載が終わった日の属する年度の翌年度の4月1日からとするものとする。

3 機関日誌の保存場所は、当該船舶内としなければならない。ただし、船舶の構造、配員、その他の事由により、当該船舶内に備え置くことが困難な場合は、機関日誌を陸上の施設（当該船舶の所属しない部隊又は機関が管理する陸上の施設であって、使用を許可された陸上の施設を含む。）に保存することができる。

4 船舶が除籍した場合は、前項の規定にかかわらず、当該船舶の機関日誌を速やかに陸上幕僚監部に移管するものとする。

（機関日誌の管理担当者）

第8条 機関日誌の管理担当者は、機関長又はこれに準ずる者とする。

（委任規定）

第9条 機関日誌の記載に関する細部事項の様式は、陸上幕僚監部装備計画部長が定めるものとする。

附 則

この達は、令和7年3月24日から施行する。

別記様式（第4条関係）
（表紙）

機 関 日 誌	
令和 年 月	
自衛隊海上輸送群	
所 属	
番 号	
船 舶 名	

（内表紙）

機 関 日 誌	
令和 年 月	
自衛隊海上輸送群	
所 属	
番 号	
船 舶 名	
船舶の長	
航 海 長	
最近出渠年月日	令和 年 月 日

(奇数頁 (1 ~ 6 1 頁))

年 月 日 曜日 自 至 停泊地

[illegible]

(偶数頁 (2 ～ 6 2 頁))

機 関 長

	喫 水 (m)			排水量 (ton)		喫 水 (m)			排水量 (ton)
	前 部	後 部	平 均			前 部	後 部	平 均	
出港部					出港時				
入港部					入港時				
出港部									
入港部					出渠後の日数		日		

項 目 種 別	燃 料 (kl ・ l)		潤 滑 油 (l)			真 水 (ton)	
						飲雑水	ボイラ水
繰越量 (0000)							
搭 載 量							
造 水 量							
消費量	航海用						
	停泊用						
現在量 (2400)							

主ボイラの状態及び性状					
項 目	状 態	塩分 (ppm)	アルカリ (ppm)	磷酸根 (ppm)	P H
主ボイラ 号					
号					

時 該	ビルジ最高値		ビルジ タンク (m ³)	汚 油 タンク (m ³)
	場 所	深さ (cm)		
0800				
2000				

項 目 種 別	燃料 (KL)	液体酸素 (ton)	
	ケロシン	1 号	2 号
繰越量 (0000)			
搭 載 量			
消費量	航海用		
	停泊用		
	ベント		
現在量 (2400)			
圧 力 (0800)			

燃料、潤滑油、真水、蒸気及び電力の搭載等				
項 目	開始 (終了) 時刻	受 (送)	陸 (艦)	量
燃 料				
潤滑油				
真 水				
蒸 気				
電 力	交流			
	直流			

備 考
